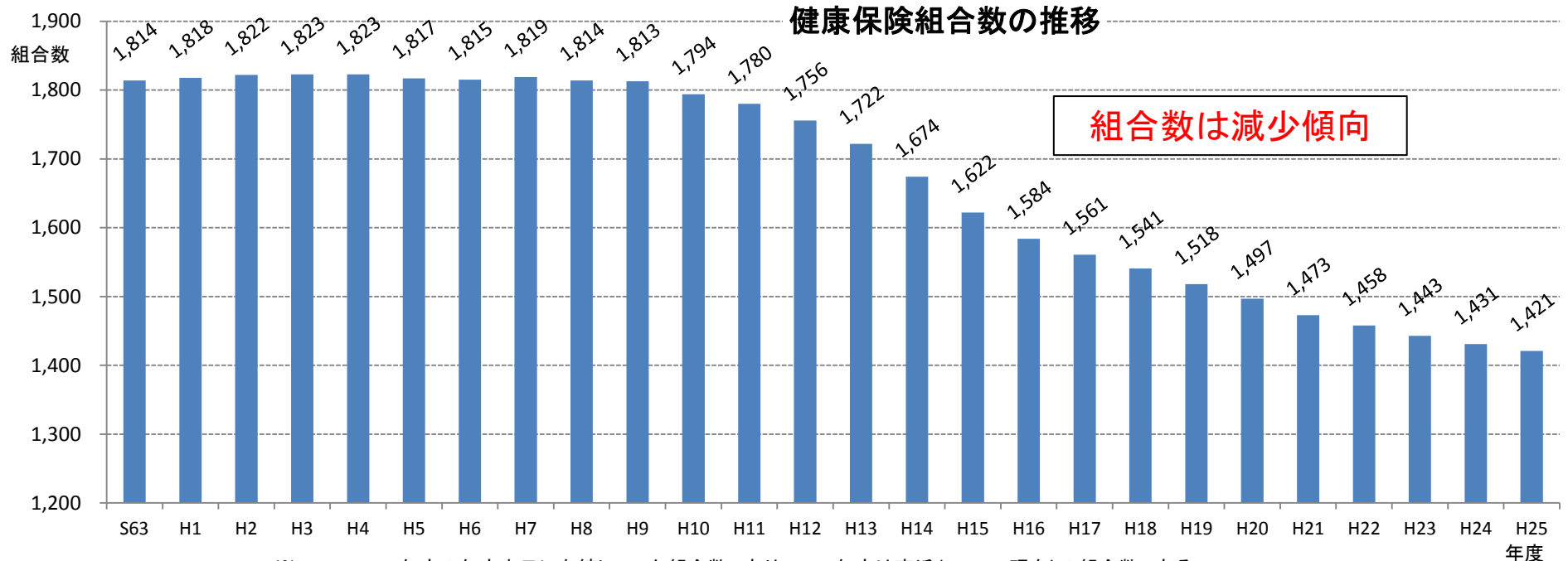


健康保險組合給付費等臨時補助金

健康保険組合の概要

健康保険組合とは

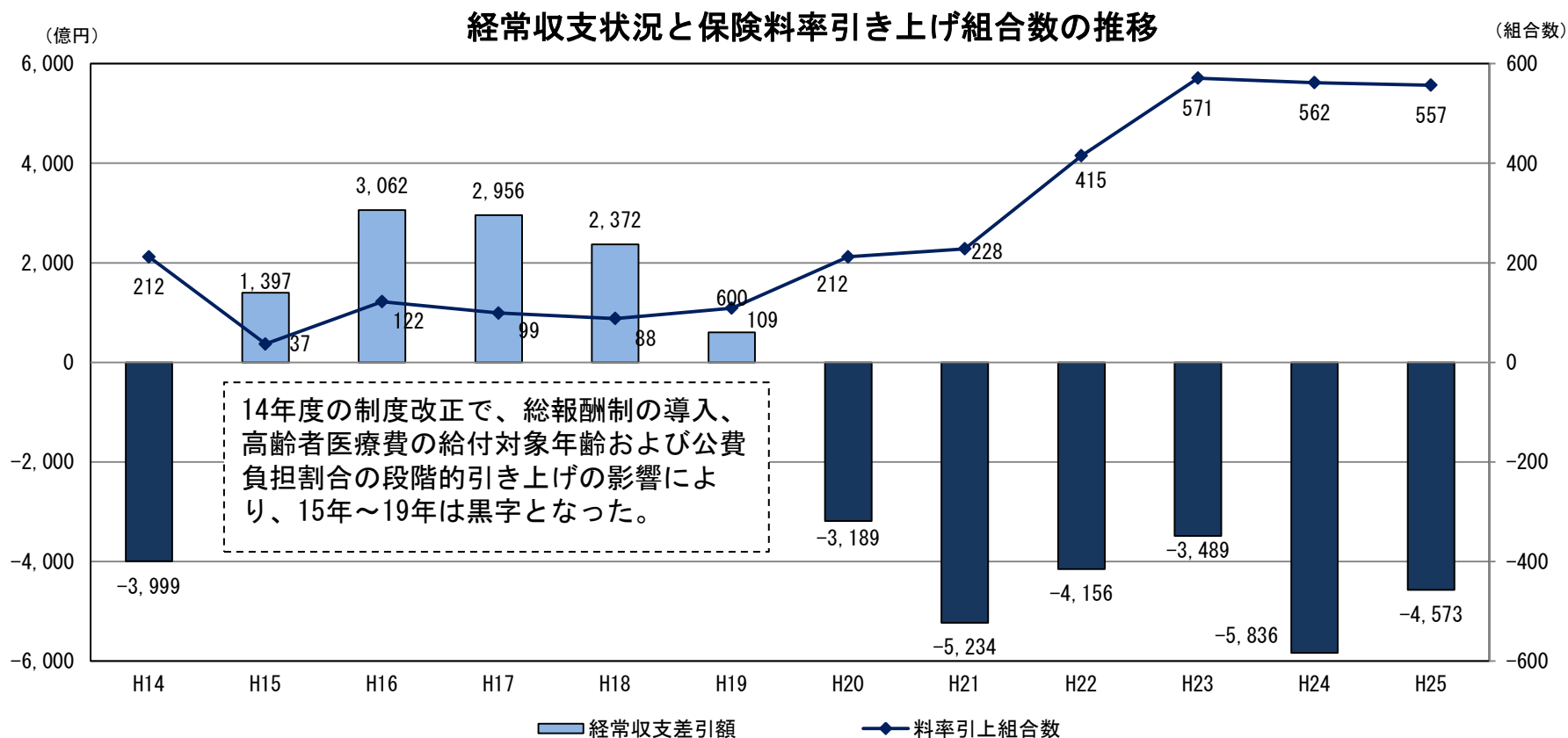
- ① 健康保険法に基づき、国に代わって健康保険事業（保険給付及び保健福祉事業）を行う公法人。
（平成25年5月1日現在：1,421組合）
- ② 健康保険組合は、その組織形態により2つの種類に分けられる。
 - ・ 単一組合：1企業により組織された組合（被保険者数：700人以上）
 - ・ 総合組合：同種同業の多数事業主等（主に中小企業）で組織された組合（被保険者数：3,000人以上）
- ③ 健康保険組合の事業運営に必要な費用は、基本的に被保険者及び事業主の負担する保険料によって賄われている。
- ④ 健康保険組合の保険料率は、標準報酬月額及び標準賞与額に対し、30～120%の範囲内で設定し、一般保険料率については、厚生労働大臣の認可を受けて、個々の組合ごとに定められている。
- ⑤ 保険料率をはじめとして、組合の運営は労使からなる組合会により決定される。



健康保険組合の財政状況

平成25年度の組合予算における財政状況（平成25年4月22日健康保険組合連合会公表）

- ・平成25年度は4,573億円の赤字
- ・赤字組合は全組合の8割超
- ・平均保険料率は、83.1‰（24年度） → 86.4‰（25年度）に上昇
- ・保険料率を上げた組合は、3年連続で全組合の約4割
- ・協会けんぽの平均保険料率（100‰）以上の組合は185組合



(注) 平成14～23年度までは決算、平成24～25年度は予算の数値である。

健康保険組合給付費等臨時補助金の概要

(1) 根拠法令

予算補助(ただし、次の附帯決議が契機)

健康保険法等の一部を改正する法律案附帯決議(二)(昭和32年3月11日)

(二) 政府は医療の国民皆保険の完全な実現を期するため、健康保険に対する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い組合管掌の健康保険に対しても、国庫負担の途を考慮すべきである。

(2) 補助の目的

保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付費等に要する費用につき補助を行い、その事業の円滑な運営を図る。

(3) 補助金額の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要 求 額	39.7億円	35.1億円	18.4億円	16.4億円	16.4億円
予 算 額	28.4億円	24.4億円	18.4億円	16.4億円	14.6億円
対象組合数	33組合	15組合	26組合	10組合	
交 付 額	28.4億円	15.5億円	12.6億円	16.2億円	
交付組合数	19組合	8組合	9組合	10組合	
不 用 額	0億円	8.9億円	5.8億円	0.2億円	

健康保険組合給付費等臨時補助金と交付金交付事業の比較

	健康保険組合給付費等臨時補助金(24年度)	交付金交付事業(24年度) (組合財政支援交付金)
根拠法令	予算補助 (昭和32年3月11日衆:附帯決議が契機)	健康保険法附則第2条
補助目的	保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対する財政支援	健康保険組合間における医療給付費等の財源不均衡の調整
実施主体	国	健康保険組合連合会
財源	国庫(裁量経費)	全健康保険組合からの拠出金
交付基準	財政健全化計画中の指定健康保険組合 ※指定の基準 ・経常収支が赤字(前3カ年) ・財源率が95%超(前3カ年) ・法定準備金等が3か月未満(前年度)	保険料率 : 95.0%以上 所要保険料率 : 90.0%超 資産保有月数 : 当該年度末3ヶ月未満
対象組合数	10組合	125組合
交付決定額	16.2億円	322.6億円

各保険者の比較

(参考資料)

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成24年3月末)	1, 7 1 7	1	1, 4 4 3	8 5 (平成23年3月末)	4 7
加入者数 (平成24年3月末)	3, 5 2 0万人 (2, 036万世帯)	3, 4 8 8万人 被保険者1, 963万人 被扶養者1, 525万人	2, 9 5 0万人 被保険者1, 555万人 被扶養者1, 395万人	9 1 9万人 被保険者452万人 被扶養者467万人 (平成23年3月末)	1, 4 7 3万人
加入者平均年齢 (平成23年度)	5 0. 0歳	3 6. 3歳	3 4. 1歳	3 3. 4歳 (平成22年度)	8 1. 9歳
65～74歳の割合 (平成23年度)	3 1. 3% (平成22年度)	4. 7%	2. 5%	1. 6% (平成22年度)	2. 8% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成23年度)	2 9. 9万円 (平成22年度)	1 5. 9万円	1 4. 2万円	1 4. 4万円 (平成22年度)	9 1. 8万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成23年度)	8 4万円 一世帯あたり 1 4 5万円 (平成22年度)	1 3 7万円 一世帯あたり (※4) 2 4 2万円	1 9 8万円 一世帯当たり (※4) 3 7 4万円	2 2 9万円 一世帯当たり (※4) 4 6 7万円 (平成22年度)	8 0万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成23年度) (※5) 〈事業主負担込〉	8. 1万円 一世帯あたり 1 4. 2万円 (平成22年度)	9. 9万円 <19. 7万円> 被保険者一人あたり 17. 5万円 <35. 0万円>	1 0. 0万円 <22. 1万円> 被保険者一人あたり 18. 8万円 <41. 7万円>	1 1. 2万円 <22. 4万円> 被保険者一人あたり 22. 7万円 <45. 5万円> (平成22年度)	6. 3万円
保険料率	—	1 0. 0%	8. 6% (平均) (25年度予算早期集計)	—	—
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の5 0%	給付費等の1 6. 4%	財政窮迫組合に対する 定額補助	なし	給付費等の約5 0%
公費負担額(※6) (平成25年度予算 [△] -入)	3兆4, 3 9 2億円	1兆2, 1 8 6 億円	1 5億円		6兆5, 3 4 7億円

(※1) 市町村国保の加入者数、加入者平均年齢、協会けんぽ、組合健保及び後期高齢者医療制度については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたもの。市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によるもので、それぞれ前年の所得である。

協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額を加入者数で割ったもの)から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※4) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

平成24年度における健康保険組合給付費等臨時補助金の交付基準変更について

○平成24年度における給付費等臨時補助金については、以下の通り交付基準を変更する

<平成23年度交付基準>

- ① 保険料率・・・・・・・・・・95.0%以上
- ② 保険給付費等所要保険料率・・・60%超
- ③ 法定準備金等保有率水準・・・・・・・・法定給付費等の3ヶ月未満
- ④ 後発医薬品促進事業の実施

〔 保険給付費等とは、法定給付費、病床転換支援金、日雇拋出金、及び老人保健拋出金である。 〕

<平成24年度交付基準>

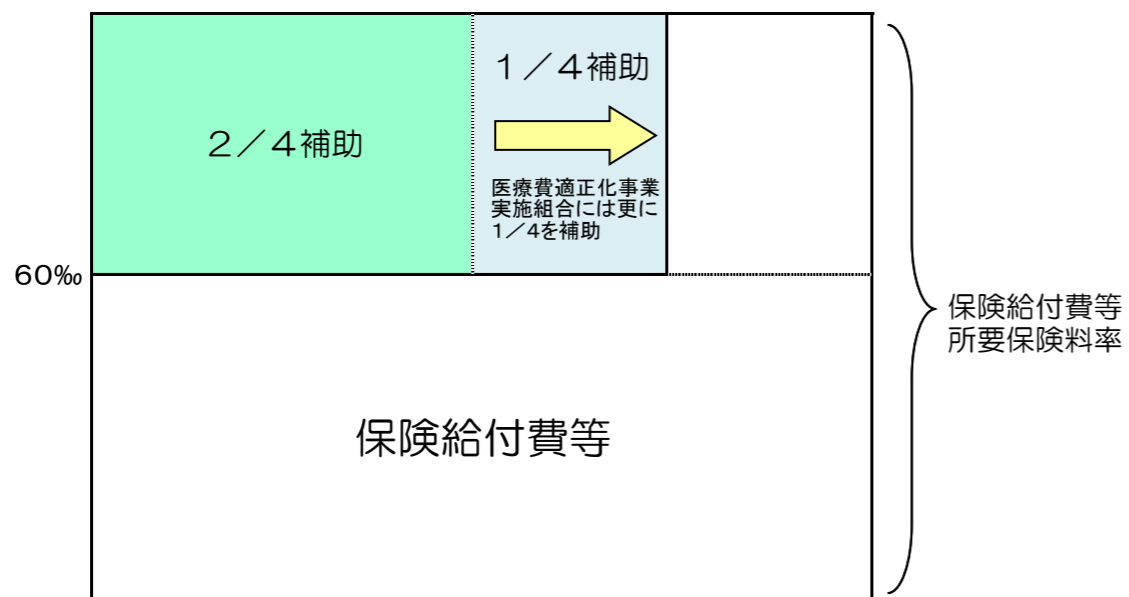
指定健康保険組合に指定され、財政健全化計画期間中の組合

※指定の基準

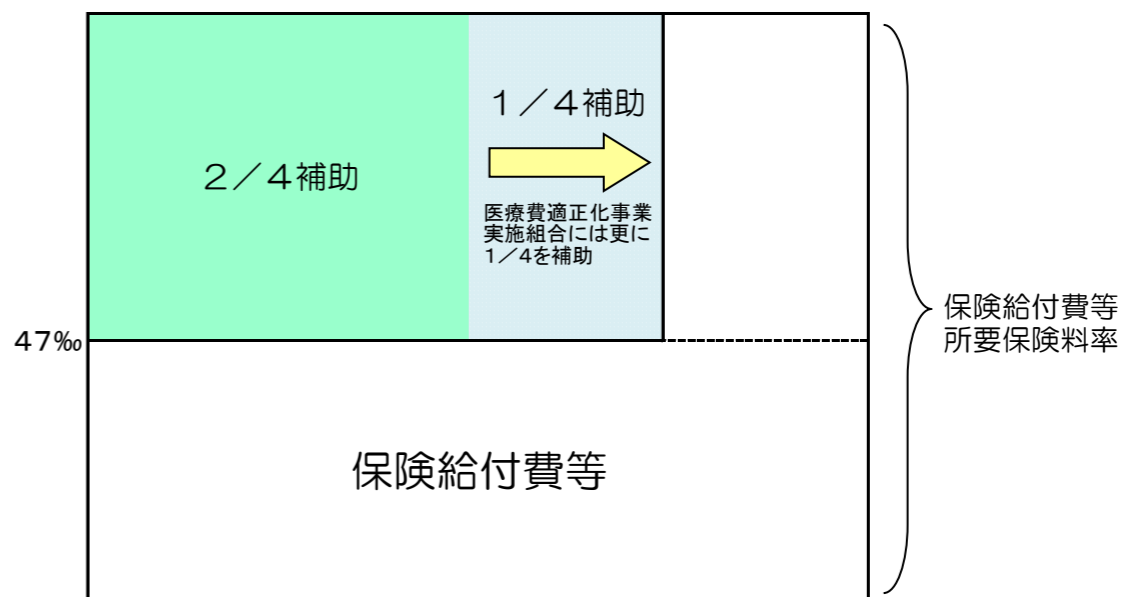
- ① 経常収支が赤字（前3カ年）
- ② 財源率が95%超（前3カ年）
- ③ 法定準備金等が3ヶ月未満（前年度）

※基準を満たさなかった場合は補助金返還（③については超えた部分のみ返還）

<補助対象部分>



<補助対象部分（対象を指定組合に限定）>



※交付基準の見直しについて

- ・これまで財政窮迫組合に対する補助という目的では、臨給と健保連が行う組合財政支援金との棲み分けが不明確であったが、平成24年度においては、補助対象として「指定健康保険組合」に限定した補助を行う。
- ・指定健保組合は3ヶ年にわたって財政健全化計画を策定し、厚生労働大臣の承認を受ける必要があるため、国として財政面での強い指導を行うことが可能となり、臨給と組合指導によって指定健康保険組合の財政健全化を図ることが目的。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成24年3月末)	1, 7 1 7	1	1, 4 4 3	8 5 (平成23年3月末)	4 7
加入者数 (平成24年3月末)	3, 5 2 0万人 (2, 036万世帯)	3, 4 8 8万人 被保険者1, 963万人 被扶養者1, 525万人	2, 9 5 0万人 被保険者1, 555万人 被扶養者1, 395万人	9 1 9万人 被保険者452万人 被扶養者467万人 (平成23年3月末)	1, 4 7 3万人
加入者平均年齢 (平成23年度)	5 0. 0歳	3 6. 3歳	3 4. 1歳	3 3. 4歳 (平成22年度)	8 1. 9歳
65～74歳の割合 (平成23年度)	3 1. 3% (平成22年度)	4. 7%	2. 5%	1. 6% (平成22年度)	2. 8% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成23年度)	2 9. 9万円 (平成22年度)	1 5. 9万円	1 4. 2万円	1 4. 4万円 (平成22年度)	9 1. 8万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成23年度)	8 4万円 一世帯あたり 1 4 5万円 (平成22年度)	1 3 7万円 一世帯あたり (※4) 2 4 2万円	1 9 8万円 一世帯当たり (※4) 3 7 4万円	2 2 9万円 一世帯当たり (※4) 4 6 7万円 (平成22年度)	8 0万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成23年度) (※5) 〈事業主負担込〉	8. 1万円 一世帯あたり 1 4. 2万円 (平成22年度)	9. 9万円 <19. 7万円> 被保険者一人あたり 17. 5万円 <35. 0万円>	1 0. 0万円 <22. 1万円> 被保険者一人あたり 18. 8万円 <41. 7万円>	1 1. 2万円 <22. 4万円> 被保険者一人あたり 22. 7万円 <45. 5万円> (平成22年度)	6. 3万円
保険料率	—	1 0. 0%	8. 6% (平均) (25年度予算早期集計)	—	—
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の5 0%	給付費等の1 6. 4%	財政窮迫組合に対する 定額補助	なし	給付費等の約5 0%
公費負担額(※6) (平成25年度予算 ^ペ 入)	3兆4, 3 9 2億円	1兆2, 1 8 6 億円	1 5億円		6兆5, 3 4 7億円

(※1) 市町村国保の加入者数、加入者平均年齢、協会けんぽ、組合健保及び後期高齢者医療制度については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたもの。市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によるもので、それぞれ前年の所得である。

協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額を加入者数で割ったもの)から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※4) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。